

嘉穂高等学校 40 期生旅費及び活動参加費補助規程

(目的)

第1条 本規定は、嘉穂高等学校 40 期同期会の活動に関する旅費及び活動参加費補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費及び宿泊費補助)

第2条 旅費及び宿泊費については、飯塚市を基点として原則的に実費とし、その全てを本会費にて負担する。ただし、福岡県内は負担の対象外とするが、役員会で承認したものはこの限りでない。

2 旅費及び宿泊費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

3 旅行を命じられたものは、原則として総務委員会のチャーターバス等を利用することとするが、これによらない場合においては、総務委員会でチケットを発注し、活動参加者本人に渡すものとする。

なお、活動参加者が諸般の事情により、個別にチケットを購入する場合、又はバス等を利用しない場合は、原則、旅費の対象外とするが、役員会の承認があれば、総務委員会の発注するチケット代を上限として旅費を請求できるものとする。

4 福岡県外に在住する者が近隣都道府県の活動に参加する場合においては、1回につき一律1,000円とする。なお、この場合の取りまとめは地区支部長が行い、支払いには役員会の承認を必要とする。

5 福岡県外に在住する者がその居住都道府県内で移動する場合は、原則として、対象外とするが、役員会で承認した場合はこの限りでない。

6 福岡県外に在住する者が、大同窓会に出席するためにかかる旅費への負担補助については、参加予定人数及びそれに対する予算額により変動するため、大同窓会の開催年度の10月の役員会で決定する。なお、その際の宿泊費は原則として負担の対象とする。

(活動参加費補助)

第3条 活動参加費（支部総会・懇親会）については、原則として支部総会の参加費のみとし、その半額を補助する。ただし、役員会で承認したものに限り。

(支出)

第4条 旅費、宿泊費、活動参加費については、会期の特別会費から支出する。

2 前項の旅費に係る支出にあたっては、原則として事業計画で予め予算化しておく。

3 第2条第3項により、活動参加者本人が直接支払いをする場合は、領収書等の提出を求める。ただし、支部総会の会費等で領収書の発行がない場合は、参加者の領収書で代えるものとする。

(その他の補助)

第5条 その他必要な経費については、役員会での審議及び承認の上、別途補助をするものとする。

(規定改正)

第6条 本規定の改正については、役員会の承認をもって行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 2 日から施行する。